

# **特殊車両通行許可制度の概要について**

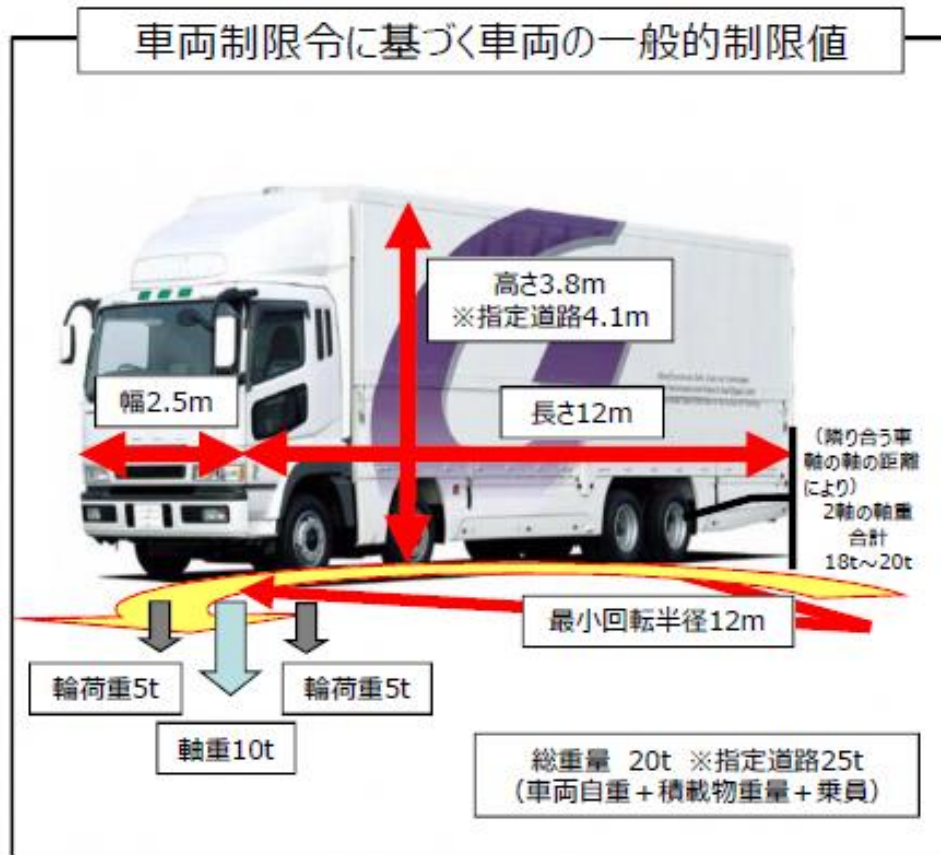
---

# ○特殊車両とは

車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さおよび総重量のいずれかの一般的制限値を超える車両を「特殊車両」といい、道路を通行するには特殊車両通行許可が必要となります。  
(道路法第47条の2)

## 【一般的制限値一覧】

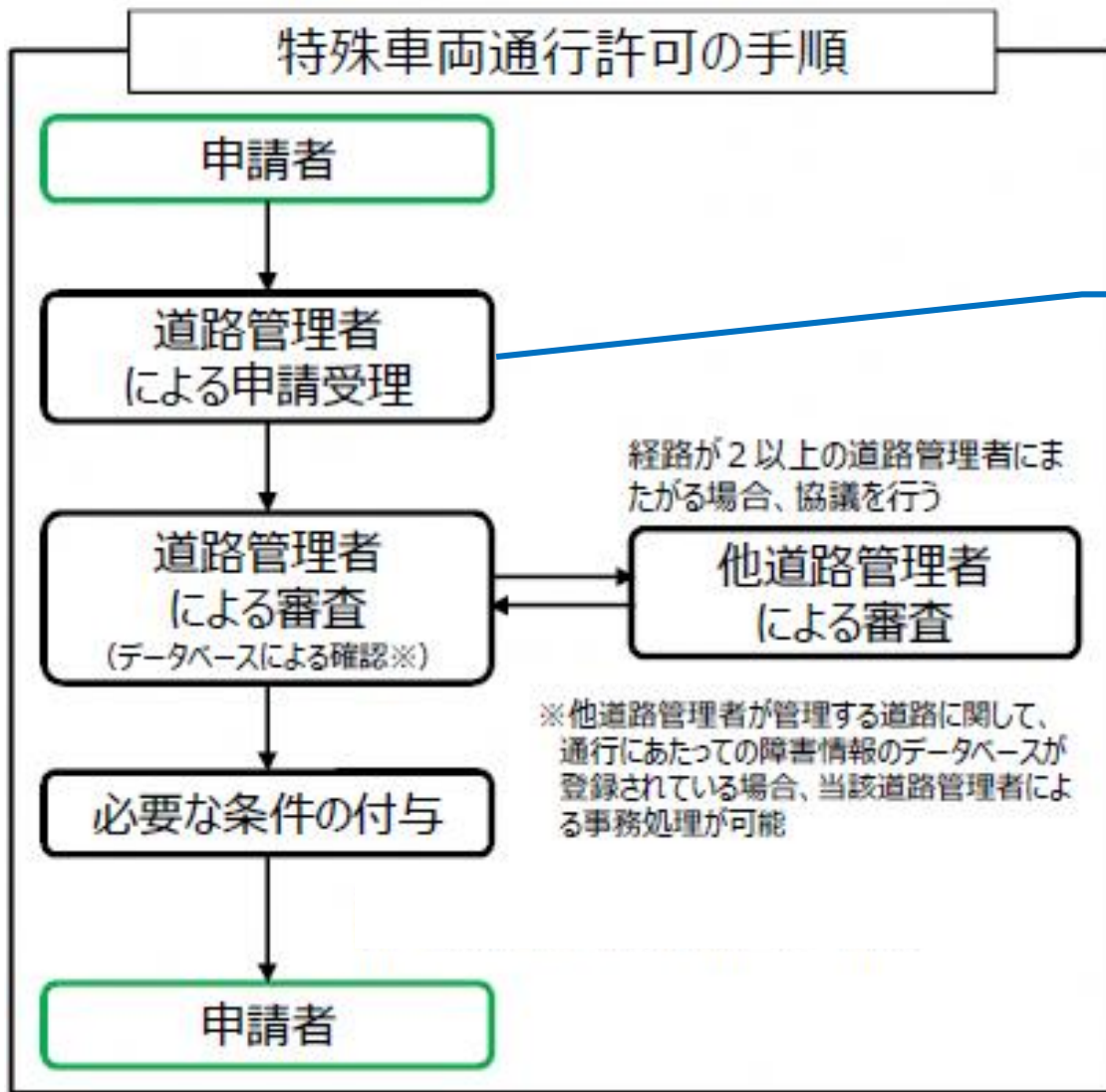
		一般的制限値 (最高限度)
寸法	幅	2.5 m
	長さ	12.0 m
	高さ	3.8 m (高さ指定道路は 4.1 m)
	最小回転半径	12.0 m
重量	総重量	20.0t (高速自動車国道および重さ指定道路は 25.0 t)
	軸重	10.0 t
	隣接軸重	18.0t: 隣り合う車軸の軸距が 1.8 m 未満 19.0t: 隣り合う車軸の軸距が 1.3 m 以上かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5t 以下 20.0t: 隣り合う車軸の軸距が 1.8 m 以上
	輪荷重	5.0 t



(出典)国土交通省

(出典)国土交通省

# ○特殊車両通行許可申請について



**【道路管理者】**  
国道、県道、市道で道路管理者が異なります

## 【道路管理者一覧】

道路名	道路管理者
国道8号 国道41号 国道156号(一部区間除く) 国道160号 国道470号(一部区間除く)	国土交通省 (富山河川国道事務所)
それ以外の国道及び県道	富山県
市町村道	各市町村

(出典)国土交通省

# ○特殊車両通行許可申請に必要な書類

申請には、次の書類が必要です。

書類名	
特殊車両通行許可申請書	
添付書類	車両の諸元に関する説明書
	通行経路表
	通行経路図
	自動車検査証の写し（※2）
	車両内訳書（※3）
	道路管理者が必要とする書類（※4）

（出典）国土交通省

※1：作成書類は各1部ご用意ください。

※2：原則添付となります。

※3：包括申請（複数台を申請）の場合に必要になります。

※4：未収録路線を含む申請の場合、通行経路、出発地、目的地が分かる地図の添付が必要です。なお、未収録路線を含まない申請の場合でも、地図の添付を求められることがあります。

# ○申請書の提出

通行しようとする経路によって申請窓口が異なります。

<p>①出発地から目的地まで1つの道路管理者の道路のみを通行する場合 (例) 県道のみを通行、市道のみを通行</p>	<p><u>→通行する道路管理者に提出</u> (県道のみを通行: 県の窓口に提出) (市道のみを通行: 市の窓口に提出)</p>
<p>②出発地から目的地まで2以上の道路管理者の道路を通行する場合 (例) 国道+県道を通行</p>	<p><u>→通行するいずれかの道路管理者に提出</u> (国道+県道: 国または県の窓口に提出)</p>

## 《市町村道を含む2以上の道路管理者の道路を通行する場合》

国道+市道を通行する場合や県道+市道を通行する場合は、市町村の窓口に申請書の提出はできません。

- (例) 国道+市道を通行→国の窓口に提出
- 県道+市道を通行→県の窓口に提出
- 国道+県道+市道を通行→国または県の窓口に提出

# ○富山県の特殊車両通行許可申請窓口

県が管理する道路における申請窓口は各土木センター・事務所になります。

土木センター及び事務所名	所管区域	電話番号
新川土木センター	魚津市、滑川市	0765-22-9115
新川土木センター 入善土木事務所	黒部市、入善町、朝日町	0765-72-1243
富山土木センター	富山市 (常願寺川の西)	076-444-4446
富山土木センター 立山土木事務所	富山市(常願寺川の東)、上市町、立山町、舟橋村	076-463-1101
高岡土木センター	高岡市、射水市	0766-26-8423
高岡土木センター 氷見土木事務所	氷見市	0766-72-8205
高岡土木センター 小矢部土木事務所	小矢部市	0766-67-0262
砺波土木センター	砺波市、南砺市	0763-22-3547

# ○手数料について

申請経路に2以上の道路管理者が含まれる場合は、1経路200円の手数料が発生します。

$$\text{申請車両台数} \times (\text{申請経路数}) \times 200\text{円}$$

(出典)国土交通省

## 《手数料の計算方法》

(例)3台の車両で2経路を片道で申請する場合  
 $3\text{台} \times 2\text{経路} \times 200\text{円} = 1,200\text{円}$

※3台の車両で2経路を往復で申請する場合  
 $3\text{台} \times 2\text{経路} \times 2(\text{往復}) \times 200\text{円} = 2,400\text{円}$

